

堺市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

市長公室

(秘書部、広報戦略部、政策企画部、東京事務所)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年10月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 広報戦略部 広報課

(1) 雑入(広報さかい広告収入)について

広報さかいに企業等の広告を掲載し、広告収入を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約代金の記載及び請求

広報課は、「広報さかい」広告収集掲載業務において、広報さかいの広告主を募集し、広告を収集掲載する業務を委託する契約を締結している。

当該契約について以下のものがあった。

(7) 契約書において、消費税及び地方消費税の額を1万4,400円とすべきところ、誤って1万4,840円と記載して契約を締結していた。

(イ) 受注者(広告代理店)は、広告掲載枠数に契約単価を乗じた額を市

に契約代金として支払う契約となっているが、広報課は、広報さかい発行(毎月1日発行)後速やかに契約代金を請求すべきところ、既に発行している令和3年10月号から令和4年1月号までの契約代金を請求していなかった。

[契約書及び仕様書の内容について(意見)]

「広報さかい」広告収集掲載業務の契約書及び仕様書において、受注者(広告代理店)の債務の範囲や成果物について、口頭での合意はあったが、具体的に規定されておらず、業務責任の範囲が不明確な内容となっていた。

履行の確認を確実にできるように、契約書及び仕様書の内容を改善されたい。

2 広報戦略部 市政情報課

(1) 物品売払収入(冊子等売払収入)について

堺市市政情報センター等規則に基づき、市政情報センターにおける有償刊行物の販売代金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 政策企画部 計画推進担当

(1) 雑入(「SDGs 未来都市・堺」公式ピンバッジ販売収入)について

「SDGs 未来都市・堺」公式ピンバッジの販売を事業者に依頼し、事業者から購入申請された個数を販売して、代金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 政策企画部 先進事業担当

(1) 負担金(健康寿命延伸産業創出コンソーシアム負担金)について

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム規約に基づき、堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアムに対して負担金を支出している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 政策企画部 民間活力導入担当

(1) 負担金(堺市産学公連携推進協議会)について

堺市産学公連携推進協議会規約に基づき、堺市産学公連携推進協議会に対して負担金を支出している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

堺新年互礼会実行委員会及び堺市産学公連携推進協議会の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者を定め、収入通知書及び支出何の作成を行うべき事務としている。しかし、収支整理者と定められた者でない職員が、収入通知書及び支出何を作成していた。

(秘書部 秘書課、政策企画部 民間活力導入担当)